

別 添

令和3年度
林業経営体・林業労働力強化対策のうち
林業労働力強化対策事業

助成金交付規程

令和4年3月1日

**令和3年度
林業経営体・林業労働力強化対策のうち
林業労働力強化対策事業助成金交付規程**

(通則)

第1 この規程は、林業経営体・林業労働力強化対策実施要領（令和3年12月20日付け3林政経第366号（以下「実施要領」という。））に基づき、株式会社森林環境リアライズ（以下「リアライズ」という。）による令和3年度林業経営体・林業労働力強化対策のうち林業労働力強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）について定める。

(適用範囲)

第2 リアライズが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、林業経営体・林業労働力強化対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3林政経第361号農林水産事務次官依命通知。（以下「交付等要綱」という。）、実施要領及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 この補助金は、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の（1）アの体質強化計画に参画する選定経営体（効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。））等（体質強化計画に参画する選定経営体を取りまとめる地方公共団体や林業関係団体を含む。）に対し、国際競争力強化等を見据えた、輸出拡大に資する販売力の強化や効率的な事業実施に向けた、安全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた安全衛生装備・装置の導入及び研修の実施等を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4 リアライズは、補助事業者が行う安全衛生装備・装置の導入及び研修実施などの事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象としてリアライズが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第5 別表の区分の欄に掲げる事業に係る経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による交付申請書をリアライズに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第7 交付申請書の提出期限は、リアライズが別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第8 リアライズは、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書をリアライズに提出しなければならない。

（契約等）

第10 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、リアライズに遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書をリアライズに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増減を伴う変更を行うとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じてリアライズの承認を受けることができる。

3 リアライズは、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第12 軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅滞届出書をリアライズに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、リアライズの要求があったときは速やかに別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、リアライズに提出しなければならない。

(実績報告)

第15 補助事業者は補助事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又はリアライズが定めた日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書及び別記様式第7号による実績報告書概要版をリアライズに提出しなければならない。

2 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかにリアライズに報告するとともに、リアライズによる返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式によりリアライズ報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 リアライズは、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 リアライズは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知報告を受けた後において、補助事業者に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、リアライズに対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 リアライズは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて

改めて額の確定を行うものとする。

3 第 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 18 リアライズは、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づくリアライズの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 リアライズは、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 リアライズは、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用をはからなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をリアライズに納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめリアライズの承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 6 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 8 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件によりリアライズの承認を受けたもの

とみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入に全額又は一部をリアライズに納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第21 補助事業者は、補助事業者が完了し又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格をリアライズに報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第22 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する決算期の最初の日から5年間、本事業によって相当の利益を生じたときは、リアライズが別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者の前項により報告すべき相当の収益を生じたものとリアライズが認定したときは、リアライズが別に定めるところにより当該収益の一部又は全部をリアライズに納付させることがある。

(補助金の経理)

第23 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(報告)

第24 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第10号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までにリアライズに報告するものとする。

(交付の際付すべき条件)

第25 リアライズは、補助事業者に補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、リアライズの承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし、第20第4項の規定を準用する。
- (2) 補助金により財産を取得した補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (3) 補助事業者は、補助金等の申請に当たり、第2号を約した「誓約書」（別記様式第11号）の提出を条件とする。
- 2 地方公共団体に補助金を交付するときは、地方公共団体に対し、第2項に定めるもののほか、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書を作成しておくべきことを条件とする。
- 3 リアライズは、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導することができる。
- 4 リアライズは、第1項第1号により承認をしようとする場合は、あらかじめ林野庁長官の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第1号ただし書の場合にあつては、第8による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に林野庁長官の承認を受けたものとする。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

附則

この通知は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第4、第5及び第12関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
林業労働力強化 対策事業	<p>林業労働安全衛生に資する安全衛生装備・装置の導入及び研修の実施に係る経費</p> <p>1団体当たり事業費400万円を上限</p> <p>安全衛生装備・装置の取得価格1件当たり50万円未満</p>	1/2 以内	「経費」の欄に掲げる経費の30%を超えた増減	「経費」の欄に掲げる経費の新設又は廃止

交付規程に関するお問い合わせ先

林業労働力強化対策事業 事務局（株式会社森林環境リアライズ）

〒064-0821

札幌市中央区北1条西21丁目3-35

Tel : 011-699-6830 Fax : 011-699-6831

E-mail : anzen@f-realize.co.jp

ホームページ : <https://www.f-realize.co.jp/anzenr04>

お問合せ対応時間 : (平日)月～金 9:00～17:00

担 当 : 藤井・種市・石山

